

「地域におけるジェンダー平等推進事業」企画・運營業務委託 企画コンペ実施要領

鹿児島県が実施する「地域におけるジェンダー平等推進事業」に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案募集を行います。

1 委託業務の内容

別紙「「地域におけるジェンダー平等推進事業」企画・運營業務委託 企画提案仕様書」のとおり。

2 参加要件

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 委託業務の実施に関するノウハウを有している。
- (2) 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できる。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない。
- (4) 鹿児島県から指名停止の措置を受けていない。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て又は会社再生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない。
- (6) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱第3条に規定する暴力団排除措置の対象となる法人等でない。
- (7) 鹿児島県税を滞納していない。
- (8) 鹿児島県内に本社、支社、営業所等の業務拠点を有する。

3 説明会について

説明会は行わないものとする。

4 質問と回答

質問がある場合は、別紙「質問書」により、令和8年5月13日(水)午後5時までにメール又はFAXで受け付けることとし、回答は令和8年5月15日(金)までに県ホームページに掲載する。

なお、当該回答は、この要領を追加又は修正したものとして扱う。

送信先 鹿児島県青少年男女共同参画課男女共同参画室

メールアドレス harmony@pref.kagoshima.lg.jp

FAX 099-286-5541

5 応募書類の提出について

(1) 提出期限

令和8年5月27日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

次の書類を提出先まで郵送又は持参すること。

なお、持参の場合の受付時間は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。また、FAX及びメールでの提出は受け付けない。

(3) 応募書類

ア (様式1) 応募申込書

イ (様式2) 法人等調書

ウ (様式3) 誓約書・役員等名簿 ※両面印刷とする。

県の「役務の提供等の業務に関する競争入札参加資格者名簿」に掲載されている場合は、提出を省略することができる。

- エ (様式4) 類似業務実績
- オ (様式任意) 企画書 ※企画書の規格は、A4版又はA3版の折込みとする。
- カ (様式任意) 実施体制

当業務を実施するに当たっての人的体制(責任者及び担当者の氏名、役職、経験年数、業務分担内容等)を示すものとする。

- キ (様式任意) 経費積算書
経費の総額及び内訳が分かるものとする。

- ク 県税の納税証明書
県地域振興局・支庁県税課(鹿児島地域振興局は、県税管理課)で発行する、県税に未納がないことの証明書を添付する。

- (4) 提出先
鹿児島県青少年男女共同参画課男女共同参画室
- (5) 提出部数
7部(正本1部、副本6部)
副本については、(3)応募書類エ～キとする。
「オ 企画書」については、データも提出すること。

6 審査会の開催について

応募者は、鹿児島県が別途設置する企画選定委員会に対して、応募した企画提案に関するプレゼンテーションを行う。

企画選定委員会は、提出書類及びプレゼンテーションをもとに審査を行い、最も優れた企画を提案した応募者を委託先の候補者とする。

ただし、6者以上の応募があった場合は、書類審査(一次審査)を実施する。

※ 企画コンペ参加希望者は、令和8年5月20日(水)午後5時までに男女共同参画室(harmony@pref.kagoshima.lg.jp)へ下記内容のメールを送信してください。

<メール>
タイトル：地域におけるジェンダー平等推進事業 企画コンペ参加希望
本文：団体名、担当者名、連絡先(電話番号)

- (1) 日時
令和8年5月29日(金)
- (2) 場所
県庁内会議室(詳細は応募者に別途通知する。)
- (3) 説明時間等
説明時間は15分以内とし、説明終了後、10分程度の質疑応答を実施する。
- (4) 審査基準
審査基準は次の各号に合致するものとし、審査に際して鹿児島県が別に定めることとする。
 - ア 事業の目的、内容に沿った企画提案である。
 - イ 実施体制等を含めて、業務遂行が確実なものである。
 - ウ 必要経費等が適正に計上されている。
 - エ 企画全体を通して男女共同参画・ジェンダー平等の視点への配慮がなされている。
 - オ 男女共同参画・ジェンダー平等の取組を行っている事業者には加点を行う。
例) えるぼし又はくるみんの認定企業、鹿児島県女性活躍推進宣言企業
- (5) その他
プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、応募者が用意すること。(大型ディスプレイは、県が準備する。)

7 審査結果の通知

審査結果は、すべての応募者に対して文書で通知する。
なお、審査結果についての異議申立ては、受け付けない。

8 受託上の留意事項

- (1) 一括再委託の禁止
事業を実施する際、全部を一括して第三者に委託することはできない。
- (2) 財産取得の制限
本事業の委託費によって、備品等の財産を取得することは原則として認められない。受託者がやむを得ず取得を必要とする場合は、委託者と協議するものとする。

9 業務委託契約の締結

委託先の候補者としての決定は、応募書類の内容をそのまま実施することを確約するものではないため、委託先の候補者と鹿児島県は、応募書類の内容をもとに、業務の履行に必要な具体的な実施内容や履行条件等の協議、調整（以下「協議等」という。）を行うこととする。

この協議等が整った場合は業務委託契約を締結するが、協議等が整わなかった場合は、企画選定委員会において次点とされた者と、改めて協議等を行うものとする。

10 スケジュール（予定）

5月7日（木）	県ホームページでの公募開始
5月13日（水）午後5時	質問受付期限
5月15日（金）	質問への回答期限 開催市町村公表
5月20日（水）午後5時	企画コンペ参加申込期限
5月27日（水）午後5時	応募書類の提出期限
5月29日（金）	審査会
6月～	委託業者決定、契約締結
契約後～令和9年3月末	事業実施

11 その他

- (1) 応募書類の作成等、応募に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類等は返却しない。
- (3) 審査会の開催についての問合せは、電話・FAX・メールで受け付ける。
- (4) 提出された応募書類、審査基準、審査経過は公表しない。
- (5) 企画提案内容に、特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利が含まれる場合、その使用に関する全ての責任は、応募者が負うものとする。
- (6) 企画書による提案内容及び本契約により制作された制作物の著作権は、鹿児島県に帰属する。

12 問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県総務部男女共同参画局
青少年男女共同参画課男女共同参画室
TEL 099-286-2634 FAX 099-286-5541
E-mail harmony@pref.kagoshima.lg.jp